

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-④)

施策目標		34 地籍の整備等の国土調査を推進する							担当部局名	不動産・建設経済局			作成責任者名			
施策目標の概要及び達成すべき目標		地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定期間	令和3年8月		
業績指標		初期値	目標値設定年度	実績値			評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
125	地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	49%	平成21年度	51%	52%	52%	52%	57%	令和元年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値						
126	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	40.3%	平成23年度	83.8%	88.5%	92.8%	95.8%	100.0%	100%	令和元年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値					
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要							関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
(1) 地籍調査 (昭和26年度) ※	0398	13,414	13,478	15,820	12,047	地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査とともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)にまとめるものである。地籍調査の実施主体は地方公共団体等(主に市町村)であるが、地籍調査に係る経費の一部については国が負担することと定められていることから、都道府県に対し、地籍調査費負担金等を交付し、市町村等による地籍調査を推進している。近年、地籍調査の必要性は高まっており、早期の地籍調査の実施が求められていることから、国土交通省では、第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)に基づき、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を図ることにより地籍調査の円滑化・迅速化を進めるとともに、社会資本整備や防災対策、都市開発等の観点から、より必要性・緊急性の高い地域における地籍調査を重点的に支援するなど、効果的な地籍調査の推進を図っている。	125	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査を推進するために地籍調査費負担金等を交付した市区町村数:797市区町村 ・地籍が明確化された土地の面積:21,000km²(令和元年度) ・都市部(DID)を含む市町村のうち地籍調査に着手した市区町村数:825市区町村(令和元年度) ・地籍調査における測量作業を実施した市区町村のうち、国が定めた効率的な測量手法を採用した市区町村の割合:100%(令和元年度) 								
(2) 基本調査(平成22年度)	0399	395	188	190	179	本事業は、市町村等による地籍調査の基礎となる土地の境界に関する基礎的情報を整備するものであり、令和元年度までは目的に応じて以下①、②の2事業、令和2年度から以下③の1事業を実施している。 ①都市部官民境界基本調査:都市部において、官民の境界情報(道路等の官有地と民有地の境界情報)を整備する基本調査 ②山村境界基本調査:山村部において、リモートセンシングデータを活用して広域的に土地境界の基礎情報を整備する基本調査 ③効率的手法導入推進基本調査:効率的な調査手法により地籍調査の基礎となる情報を整備し、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図る基本調査		<ul style="list-style-type: none"> ・国が都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査を実施した市区町村数:11市区町村 ・都市部官民境界基本調査又は山村境界基本調査の成果を活用し、後続の地籍調査に着手した市区町村数:172市区町村(令和元年度) 								
(3) 地籍整備推進(平成22年度)	0400	126	139	148	138	本事業では、地籍調査以外の測量成果を活用した効率的な地籍整備を推進するため、民間事業者等を対象とした補助金の交付や地籍調査に関連する普及啓発等を実施している。国土調査法第19条第5項では、地籍調査以外の測量成果について、所定の精度・正確さを有するときは、地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定できることが定められている。この制度に基づき、国では地籍調査以外の測量成果を活用した地籍整備を推進することとしており、特に地籍調査の進捗が遅れている都市部においては、平成22年度から都市計画区域内外における地籍調査以外の測量成果を対象として、国が必要な助成を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を地籍整備に活用することとしている。調査実施主体別の補助率は、地方公共団体:調査・測量に要する費用の1/2以内、民間事業者等:調査・測量に要する費用の1/3以内)。	125	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍整備推進調査費補助金の交付決定件数:42件 ・一定程度地籍が明確化される土地改良事業等を除く、国土調査法第19条5項指定面積:139km²(令和元年度) 								
(4) 基準点測量(昭和26年度)	0401	62	62	43	56	翌年度に地籍調査の実施を予定している地域のうち、国家基準点が不足しており、地籍調査の実施が困難な地域について、地籍調査の実施主体である市町村等の要望を踏まえた上で、国(国土地理院)が設置点数や設置場所を精査し、四等三角点等を設置する。また、地殻変動等により四等三角点等の位置がズレてしまったことで、地籍調査の実施が困難となっている地域においては、四等三角点等の改測を実施し、地殻変動後の正確な位置情報を提供する。 なお、平成27年度より国土地理院が管理している電子基準点のみを与点とするGNSS測量手法(以下「電子基準点を用いた測量手法」という。)を地籍調査に導入し、新たな四等三角点等を設置することなく、地籍調査を実施することが可能となつたため、市町村等に対し、当該手法の指導等を実施し、より効率的な地籍調査の実施を推進している。		<ul style="list-style-type: none"> ・電子基準点を用いた測量手法の導入推進のため、国が四等三角点等を設置及び改測した市区町村数:23市区町村 ・国による都道府県に対する電子基準点を用いた測量手法に関する指導回数:56件 ・地籍調査における測量作業(地籍図根三角測量)を実施した市区町村のうち、電子基準点を用いた測量手法を採用した市区町村の割合:100%(令和元年度) 								

(5) 土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連) (平成24年度)	復興庁-0147	213 (213)	154 (154)	136 (136)	12	被災地における復旧・復興の迅速化等に貢献するため、復旧・復興事業を計画している地域で市町村等が行う地籍調査や、地震により現況とのズレが発生した地籍調査成果(基準点や地籍図等)の補正等に対し、地籍調査費負担金を交付し、復旧・復興につながる地籍整備を支援する。	125	・東日本大震災からの復旧・復興のために必要な地籍調査及び調査成果の補正等を支援するために地籍調査費負担金を交付した市町村数:4市町村 ・土地境界等が明確化された土地の面積:183km ² (令和2年度)
(6) 土地分類及び水に係る基本調査に関する経費(昭和26年度)	0397	47 (46)	44 (44)	44 (43)	70	国土調査法に基づき、科学的・総合的な観点から土地の利用現況、地形、地質、土壤に関する調査を行う土地分類基本調査の一環として、土地本来の自然地形、人工改変の履歴、過去の災害発生の履歴を調査する土地履歴調査を実施する。また、国土を構成する重要な要素である地下水の実態把握を目的として、全国の深井戸に関する情報を収集・データ化して集約した「全国深井戸台帳」を整備し、ホームページで公開し、地下水情報の利活用の促進を図る。	126	・土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積:2110km ² ・水基本調査(地下水調査)を実施した深井戸件数: 400件 ・土地分類調査及び水調査の閲覧・利用件数: -
施策の予算額・執行額		12,679 (9,540)	12,655 (9,408)	13,572	6,883	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)1及び2 国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)1及び2 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)第3章 2. (1) ④ 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) 6.(2)iv ①工 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定) 3
備考								

※平成28年度以降は地籍調査費負担金及び社会资本総合整備事業の社会资本整備円滑化地籍整備事業分がある。